



News 12月号

News 12月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/高田 由加

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆消費税 インボイス制度☆

国税庁は6月13日、平成35年(2023年)10月1日から実施される「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス制度」に関する通達等を公表しておりました。その後、11月8日に適格請求書等保存方式のQ&Aの改訂版が公表されました。

将来、適用される見込みのインボイス制度とはどのようなものか、現在、公表されている内容を簡単にご紹介いたします。

◆適格請求書等保存方式とは

税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」の交付した「適格請求書」の保存が仕入税額控除の要件になります。

◆適格請求書発行事業者になるには

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。消費税の課税事業者でなければこの登録を受けることはできませんので、免税事業者は登録できません。

◆適格請求書にはどのようなものが記載されるのか

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- ④税率ごとに合計した対価の額及び適用税率
- ⑤消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

〈適格請求書のイメージ〉 国税庁リーフレットより

請求書		
11/1 牛肉	※	5,400 円
11/2 小麦粉	※	2,160 円
11/30 ビール		6,600 円
	合計	14,160 円
※ 軽減税率対象	うち消費税	1,160 円
(10%対象6,000円)	消費税	600)
(8%対象7,000円)	消費税	560)
		△△(株)
登録番号		T1234567890123

今後も、新たな情報が公表されましたら、随時、お知らせいたします。

☆コラム(飯島のつぶやき)☆

スマ電

現在、東京電力と契約をされている方に朗報です！既にご案内を差し上げているところもありますが、東京電力からスマ電に契約変更すると、電気代が最大12%節約できます。

高電圧だけでなく低電圧にも対応していますので、一般家庭にも適用できます。

月々5,000円の電気代だとすると、年間で60,000円となり10%安くなれば6,000円が浮くということ。

店舗など事業に使っている場合には一桁違ってくるよ。

手続きは至って簡単、申込書に必要事項を記入し、現在の東電の領収書を添付して郵送するだけ。約1ヶ月程度で手続きが完了します。

また、クレジットカードにも対応しています。

仮にもし引越してしまった場合にはその時点で契約は終了、新たな転居先で再度加入すればいいだけ。

紙の明細は別途有料になりますが、Webサイトでいつでも利用料を確認することができます。

電力供給契約先は「(株)アイグリッド・ソリューションズ」といい、伊藤忠商事(株)が出資している会社です。

これを機会に是非検討してみたいかでしょうか？

申込書一式は当事務所にありますのでいつでもお問い合わせください。

チコちゃん

NHKの人気番組「チコちゃんに叱られる」で、毎回ゲストに「ぼーっと生きてるんじゃないか？」というフレーズが好きである。

日頃、何にも疑問を感じないで生きている日本国民の何と多いことか？

常に問題意識を持って生きていかないと、チコちゃんに一喝される。気をつけたいものである。

しかし、最近のCGの技術はすごいと思う(汗)。

『考え抜いて精根尽き果ててから、

それでもあきらめず、もう5分、さらに考える。』

飯田亮(セコム株式会社の創業者)

当事務所の月次報告書の裏表紙に「打つ手は無限」という詩があります。自分ひとりで考えるのも限界がありますよね。行き詰まった時は人に相談しましょう。きっと、ヒントはあるはず。私達は常にそのヒント出しのお手伝いがしたいのです。気軽にお声がけください(^_^)。